

東倉内町駐車場の使用申込時における注意事項について

下記の事項を、ご確認、ご了承のうえ、「駐車場使用申込書」をご提出ください。

1. 沼田まつり期間、及び期間前の5日、期間後の2日程度は使用出来ません。
また、その間の駐車場使用料の減額はいたしません。
なお、期間中は、自己の責任において適切な場所に車両の移動をお願いいたします。
す。代換えの駐車場はありません。
2. 駐車区画は選べませんので、ご了承のうえ、お申し込みください。
3. 賃貸借料は、月額5,000円（消費税込み）とし、日割りはありません。
4. 使用開始は9月1日（月）の予定です。

①募集期間等

募集期間は8月1日（金）から8月15日（金）までです。
受付時間は午前8時30分から午後5時15分（昼休みを除く）です。
土曜、日曜、祝日は除きます。
持参又は郵送とします。郵送の場合は8月15日（金）到着分までとします。

②申込書の提出

「駐車場使用申込書」に必要事項を記載して提出してください。
住所、氏名、生年月日、電話番号、車両の種類（普通自動車、小型自動車、軽自動車等）、車名、車両番号を記載してください。
応募多数の場合は、抽選といたします。

③抽選結果

抽選結果は文書にて申込書の住所へ送付いたします。
また、使用者に決定した方には、「駐車場使用決定通知書」と契約に必要な書類（契約書、普通財産貸付申請書、誓約書等）を送付いたします。
駐車区画位置もお知らせいたします。

④賃貸借契約及び提出期限

賃貸借契約は、1年間とします。
その後は、申し出がなければ、5年を超えない範囲内で契約をさらに1年継続するものとし、以下同様とします。ただし、5年を超える場合は、再度、申込みが必要となります。
抽選後に契約書等の書類を送付いたしますので、令和7年8月29日（金）までに、ご提出頂きます。
提出期限を過ぎた場合でも賃貸借料は日割りにはなりませんので、ご注意ください。

⑤賃貸借料の支払い

賃料のお支払いは、当面の間、納付書を送付しますので、期限までに市の指定金融機関の窓口、又は市役所資産活用課財産管理係にて納入頂きます。
毎月の賃料は前月末までにお支払い頂きます。ただし、4月分は4月末までにお支払い頂きます。
なお、令和7年9月分は、契約締結後に納付書を送付しますので、納期限までにお支払い頂きます。

⑥駐車区画等

1区画は5m×2.7mです。通路は約5.25～約5.55mです。
駐車できる普通車両は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第64号）別表第一に規定する普通自動車（長さ5m、幅2m以内）、小型自動車又は軽自動車です。
区画番号は裏面のとおりです。

⑦駐車場トラブル

駐車場内でのトラブルについては、市では一切責任を持ちませんので、個人にて解決をお願い致します。

⑧除雪は行いませんので、ご承知おきください。

⑨車庫証明の対応はいたしません。

⑩提出書類は全て自署でお願いいたします。

沼田市役所資産活用課財産管理係
連絡先 23-2111（内線4044）

区画図

